

JIS

レディーミクストコンクリート

JIS A 5308 : 2024

令和 6 年 3 月 21 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

目 次

| | ページ |
|---------------------------------|-----|
| 序文 | 1 |
| 1 適用範囲 | 1 |
| 2 引用規格 | 1 |
| 3 用語及び定義 | 2 |
| 4 種類、区分及び製品の呼び方 | 3 |
| 4.1 種類及び区分 | 3 |
| 4.2 製品の呼び方 | 5 |
| 5 品質 | 6 |
| 5.1 品質項目 | 6 |
| 5.2 強度 | 6 |
| 5.3 スランプ | 6 |
| 5.4 スランプフロー | 7 |
| 5.5 空気量 | 7 |
| 5.6 塩化物含有量 | 7 |
| 6 容積 | 7 |
| 7 配合 | 8 |
| 8 材料 | 8 |
| 8.1 セメント | 8 |
| 8.2 骨材 | 8 |
| 8.3 水 | 9 |
| 8.4 混和材料 | 9 |
| 9 製造方法 | 9 |
| 9.1 製造設備 | 9 |
| 9.2 材料の計量 | 11 |
| 9.3 練混ぜ | 11 |
| 9.4 積み込み | 12 |
| 9.5 運搬 | 12 |
| 9.6 回収した骨材の取扱い | 12 |
| 9.7 トラックアジテータのドラム内に付着したモルタルの取扱い | 13 |
| 9.8 品質管理 | 13 |
| 10 試験方法 | 13 |
| 10.1 試料採取方法 | 13 |
| 10.2 強度 | 13 |
| 10.3 スランプ | 14 |
| 10.4 スランプフロー | 14 |

| | | |
|--------|----------------------------------|----|
| 10.5 | 空気量 | 14 |
| 10.6 | 塩化物含有量 | 14 |
| 10.7 | 容積 | 14 |
| 11 | 検査 | 14 |
| 11.1 | 検査項目 | 14 |
| 11.2 | 強度 | 15 |
| 11.3 | スランプ又はスランプフロー，及び空気量 | 15 |
| 11.4 | 塩化物含有量 | 15 |
| 11.5 | 指定事項 | 15 |
| 12 | 報告 | 15 |
| 12.1 | レディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料 | 15 |
| 12.2 | レディーミクストコンクリート納入書 | 15 |
| 附属書 JA | (規定) レディーミクストコンクリート用骨材 | 23 |
| 附属書 JB | (規定) アルカリシリカ反応抑制対策の方法 | 29 |
| 附属書 JC | (規定) レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水 | 31 |
| 附属書 JD | (規定) 付着モルタル及びスラッジ水に用いる安定剤 | 39 |
| 附属書 JE | (規定) 安定化スラッジ水の使用法 | 42 |
| 附属書 JF | (規定) トラックアジテータのドラム内に付着したモルタルの使用法 | 45 |
| 附属書 JG | (規定) 軽量型枠 | 48 |
| 附属書 JH | (参考) JIS と対応国際規格との対比表 | 53 |
| 附属書 JI | (参考) 技術上重要な改正に関する新旧対照表 | 66 |
| 解説 | | 76 |

8.3 水

水は、附属書 JC 及び附属書 JE に適合するものを用いる。ただし、スラッジ水は、高強度コンクリートには適用しない。

8.4 混和材料

混和材料は、次による。

- a) フライアッシュ、膨張材、化学混和剤、防せい剤、高炉スラグ微粉末、シリカフェーム、火山ガラス微粉末及び収縮低減剤は、それぞれ次の規格に適合するものを用いる。
 - 1) JIS A 6201
 - 2) JIS A 6202
 - 3) JIS A 6204
 - 4) JIS A 6205
 - 5) JIS A 6206
 - 6) JIS A 6207
 - 7) JIS A 6209
 - 8) JIS A 6211
- b) 砕石粉は、JIS A 5041 に適合するものを混和材として用いる。この場合には、骨材に表 JA.1 に規定する区分 A を使用する。
- c) a) 及び b) 以外の混和材料を使用する場合は、コンクリート及び鋼材に有害な影響を及ぼさず、所定の品質及びその安定性が確かめられたもののうち、購入者が生産者と協議の上指定するものを用いなければならない。

9 製造方法

9.1 製造設備

9.1.1 材料貯蔵設備

材料貯蔵設備は、次による。

- a) セメントの貯蔵設備は、セメントの生産者別及び種類別に区分され、セメントの風化を防止できるものでなければならない。
- b) 骨材の貯蔵設備は、日常管理が可能な範囲内に設置し、種類別及び区分別に仕切りをもち、大小の粒が分離しにくいものでなければならない。床は、コンクリートなどとし、排水の処置を講じるとともに、異物が混入しないものでなければならない。

また、レディーミクストコンクリートの最大出荷量の 1 日以上に対応する骨材を貯蔵できるものでなければならない。ただし、細骨材を上屋を設けて貯蔵し、計量する都度、細骨材の表面水率を測定し、測定値に基づく計量値の補正が行われている場合は、この限りではない。
- c) 人工軽量骨材を用いる場合は、骨材に散水する設備を備えていなければならない。
- d) 高強度コンクリートの製造に用いる骨材の貯蔵設備には、上屋を設けなければならない。
- e) 骨材の貯蔵設備及び貯蔵設備から計量設備までの運搬設備は、均質に骨材を供給できるものでなければならない。